

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

別紙2

基本方針 基本施策		取組指標	施策事業		取組方針	今年度の取組内容	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容(案)																		
【基本方針1】生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	【基本施策1-1】整備推進	◆生活排水処理人口普及率(%)◆ <table><tr><th>R1 (基準値)</th><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7 (目標値)</th></tr><tr><td rowspan="2">98.7</td><td>目標値</td><td>99.4</td><td>99.7</td><td>99.8</td><td>99.9</td><td rowspan="2">100</td></tr><tr><td>実績値</td><td>99.3</td><td>99.3</td><td>99.4</td><td>99.5 見込値</td></tr></table> 評価 令和元年度の基準値より0.8%進捗しており、着実に生活排水処理施設の整備を進めている。	R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	98.7	目標値	99.4	99.7	99.8	99.9	100	実績値	99.3	99.3	99.4	99.5 見込値	(1) 公共下水道の整備推進	◆公共下水道事業計画区域における令和7年度の管きょ整備の概成を目指すため、関連事業である土地区画整理事業との連携等により、未整備地区の計画的かつ効率的な整備を推進する。	・土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区の計画的な整備の実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報を共有した効率的な整備の実施	・土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区における整備を実施し、公共下水道の整備を推進した。 ・土地区画整理事業や道路事業と調整を図り、効率的に整備を実施し、公共下水道の整備を推進した。	・遅滞することなく効率的に下水道整備を推進するため、今後も引き続き、各事業機関との連携を密に図り、情報共有に努める必要がある。	・土地区画整理事業地区、上河内地区、河内地区の計画的な整備の実施 ・土地区画整理事業や道路事業と情報を共有した効率的な整備の実施
			R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)																		
	98.7	目標値	99.4	99.7	99.8	99.9	100																				
		実績値	99.3	99.3	99.4	99.5 見込値																					
【基本施策1-2】接続促進	◆生活排水処理率(%)◆ <table><tr><th>R1 (基準値)</th><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7 (目標値)</th></tr><tr><td rowspan="2">95.7</td><td>目標値</td><td>95.5</td><td>96.9</td><td>97.3</td><td>97.7</td><td rowspan="2">98.1</td></tr><tr><td>実績値</td><td>96.0</td><td>96.7</td><td>96.8</td><td>97.0 見込値</td></tr></table> 評価 令和元年度の基準値より1.3%進捗しており、着実に処理率を向上させた。	R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	95.7	目標値	95.5	96.9	97.3	97.7	98.1	実績値	96.0	96.7	96.8	97.0 見込値	(3) 生活排水処理施設への接続促進	◆浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽や汲み取りトイレからの転換を含む合併処理浄化槽の設置を促進するため、補助制度を継続するとともに、戸別訪問などの啓発活動の充実を図る。	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・市・上下水道局・農業委員会の各広報紙やリーフレットなど様々な媒体を活用して周知を実施し、合併処理浄化槽の普及につながった。 ・浄化槽整備区域における合併処理浄化槽の整備が拡大した。	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・生活排水の適正処理の重要性・必要性に関する啓発に継続して取り組む必要がある。	【合併処理浄化槽の設置促進】 ・浄化槽設置費補助制度を継続して実施 ・様々な広報媒体により、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理の重要性に関する啓発や、補助制度の周知を実施	
		R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)																			
95.7	目標値	95.5	96.9	97.3	97.7	98.1																					
	実績値	96.0	96.7	96.8	97.0 見込値																						
◆公共用水域の水質保全に向け、公共下水道及び農業集落排水処理施設の未接続世帯に対する周知啓発及び戸別訪問により、接続促進に取り組む。	【転換促進】 ・転換促進チラシや清掃業者、指定検査機関を活用した補助制度の周知を実施	【転換促進】 ・汲み取りトイレの使用世帯を対象とした転換促進チラシを作成し、清掃業者を通じて配布するなど、補助制度を効果的に周知を実施し、合併処理浄化槽の普及につながった。	【転換促進】 ・単独処理浄化槽や汲み取りトイレを使用している世帯に対し、状況に応じた補助制度の説明をするなど、効果的な啓発に継続して取り組む必要がある。	【転換促進】 ・転換促進チラシや保守点検業者、清掃業者、指定検査機関を活用した補助制度の周知の実施																							
【基本施策1-2】接続促進	◆生活排水処理率(%)◆ <table><tr><th>R1 (基準値)</th><th></th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7 (目標値)</th></tr><tr><td rowspan="2">95.7</td><td>目標値</td><td>95.5</td><td>96.9</td><td>97.3</td><td>97.7</td><td rowspan="2">98.1</td></tr><tr><td>実績値</td><td>96.0</td><td>96.7</td><td>96.8</td><td>97.0 見込値</td></tr></table> 評価 令和元年度の基準値より1.3%進捗しており、着実に処理率を向上させた。	R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)	95.7	目標値	95.5	96.9	97.3	97.7	98.1	実績値	96.0	96.7	96.8	97.0 見込値	(3) 生活排水処理施設への接続促進	◆公共下水道上水道への接続促進 ・新規整備地区を対象とした、工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施 ・汲み取り世帯や浄化槽を15年以上使用している者に対する集中的な接続指導など、年間を通して接続義務や接続のメリット等を具体的に説明する地道な戸別訪問の実施 ・効果的・効率的な戸別訪問先の選定・訪問指導の実施 ・指定工事店など民間との協力体制による接続促進策の実施	【公共下水道上水道への接続促進】 ・新規整備地区対象者に対して、工事前説明を実施し、下水道接続の接続義務やメリットなどの理解促進が図れた。 ・対象世帯などに対して、集中的な訪問指導を実施できた。 ・下水道接続を検討するための資料として、「接続工事費用の見積りを取る」ことの理由を具体的に説明することで、効果的な啓発ができた。	【公共下水道上水道への接続促進】 ・新規整備地区対象者に対して、工事前説明を実施し、下水道接続の接続義務やメリットなどの理解促進が図れた。 ・対象世帯などに対して、集中的な訪問指導を実施できた。 ・下水道接続を検討するための資料として、「接続工事費用の見積りを取る」ことの理由を具体的に説明することで、効果的な啓発ができた。	【公共下水道上水道への接続促進】 ・未接続者のほとんどは浄化槽を使用しており、既に排水処理ができていたため下水道の接続指導を受け入れてもらえないことが多い。 ・特に、高齢者のみの世帯はお金をかけても接続しよう考えていないことが多い。	【公共下水道上水道への接続促進】 ・新規整備地区を対象とした、工事前説明の徹底による、新たな未接続者の発生防止策の実施 ・浄化槽を15年以上使用している者に対する集中的な接続指導など、年間を通して接続義務や接続のメリット等を具体的に説明する地道な戸別訪問の実施 ・下水道接続を検討する資料となる「接続工事費の見積徴収」を行うよう具体的事例を挙げて説明 ・指定工事店など民間との協力体制による接続促進策の実施 ・戸別訪問を繰り返しても面会できなかった世帯にパンフレットを送付し、周知啓発を図る。	
		R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (目標値)																			
95.7	目標値	95.5	96.9	97.3	97.7	98.1																					
	実績値	96.0	96.7	96.8	97.0 見込値																						
◆農業集落排水処理施設への接続促進 ・平石3地区(平出, 下平出, 柳田地区)以外の地区を対象として、接続状況や公共ます等の確認を実施 ・未接続調査カードに訪問日や未接続理由などを記載し、継続的な接続指導に向けた資料収集を実施 ・農業委員会情報紙「きずな」等各種媒体に早期接続や融資あっせん制度などを掲載し、接続に向けた周知啓発を実施	【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・計画通り接続状況や公共ます等の確認を進めることができた。 ・継続的な接続導を行うため基礎資料を収集することができた。 ・各種媒体による周知啓発を適切に行うことができた。	【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・集落排水区域内の現在の状況を把握する必要がある。(高齢者のみの世帯や空き家が多い。) ・下水道の接続指導と同様の調査カードを作成し、接続指導を効果・効率的かつ継続的に進めていく必要がある。 ・未接続者への接続意識の醸成を図るため、定期的な訪問指導が必要となる。	【農業集落排水処理施設への接続促進】 ・未接続者の接続状況の確認・戸別訪問による接続指導を実施 ・未接続調査カードに訪問日や未接続理由などを記載し、継続的な接続指導に向けた資料収集を実施 ・農業委員会情報紙「きずな」等各種媒体に早期接続や融資あっせん制度などを掲載し、接続に向けた周知啓発を実施 ・戸別訪問を繰り返しても面会できなかった世帯にパンフレットを送付し、周知啓発を図る。																								

◆生活排水処理基本計画の各施策事業の取組状況等

別紙2

基本方針 基本施策		取組指標					施策事業		取組方針	今年度の取組内容	評価	課題	令和7年度実施計画の取組内容(案)																		
【基本方針2】し尿・浄化槽汚泥等の適正な処理	【基本施策1-3】 適正管理	◆浄化槽法第11条検査受検率(%)◆ <table><tr><td>R1 (基準値)</td><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>見込値 R7 (目標値)</td></tr><tr><td rowspan="2">72.1</td><td>目標値</td><td>75.4</td><td>78.4</td><td>81.3</td><td>84.3</td><td rowspan="2">87.3</td></tr><tr><td>実績値</td><td>73.8</td><td>82.6</td><td>80.8</td><td>82.8 見込値</td></tr></table> 評価 令和6年度については、目標値達成は難しいものの、浄化槽法第11条に規定する検査の受検を促す文書を送付するなどの啓発により、目標値達成に向け、概ね順調に推移している。					R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	見込値 R7 (目標値)	72.1	目標値	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3	実績値	73.8	82.6	80.8	82.8 見込値	(4) 生活排水処理施設の統廃合等の推進	◆経済性や老朽度を踏まえ、ライフサイクルコストの低減を図るため、生活排水処理施設の公共下水道への接続による統廃合等を推進する。	・平出・下平出地区の公共下水道への切換え ・柳田地区の公共下水道への統廃合を推進	・平出・下平出地区における農業集落排水施設の公共下水道への切換工事を完了することができた。 ・柳田地区の公共下水道への接続による統廃合に向け、下水道管きょの工事を発注し、概ね計画通り取り組みを進めることができた。 ・平出・下平出地区の公共下水道への切替に向け、条例改正などの諸手続きを滞りなく実施し、計画どおり切替を行った。	・農業集落排水が11施設、地域下水処理が9施設あり、供用開始から40年を超えている施設もあることから、施設の老朽化が問題となっている。 老朽度合や費用対効果等を踏まえて、公共下水道への接続や改築更新など、各施設の対応を決めていくことが必要となる。	・柳田地区の公共下水道への切換え
	R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	見込値 R7 (目標値)																								
	72.1	目標値	75.4	78.4	81.3	84.3	87.3																								
		実績値	73.8	82.6	80.8	82.8 見込値																									
【基本施策2-1】 収集運搬	◆し尿・浄化槽汚泥処理量(kl/日)◆	<table><tr><td>R1 (基準値)</td><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7 (見通し値)</td></tr><tr><td rowspan="2">115.8</td><td>見通し値</td><td>109.4</td><td>100.8</td><td>90.7</td><td>82.0</td><td rowspan="2">73.2</td></tr><tr><td>実績値</td><td>120.9</td><td>119.5</td><td>115.5</td><td>116.4 見込値</td></tr></table> 評価 令和6年度におけるし尿・浄化槽汚泥処理量の実績値は、見通し値より多いが令和5年度実績と比較し同等の値である。また、処理状況については、中間処理施設において問題なく適正に処理できている。	R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)	115.8	見通し値	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2	実績値	120.9	119.5	115.5	116.4 見込値	(6) 安定した収集運搬の実施	◆収集運搬量の変動に対応しながら、し尿については全市業務委託、浄化槽汚泥については許可業者による、効果的で効率的な収集運搬を実施する。	【し尿の収集運搬】 ・業務委託による安定したし尿収集運搬の実施	【し尿の収集運搬】 ・全市域において、円滑なし尿収集運搬業務を実施した。 ・作業効率や安全性、衛生面を考慮した適正なし尿収集運搬を実施した。	【し尿の収集運搬】 ・将来における収集量の減少を踏まえた効果的で効率的なし尿収集運搬体制を検討する必要がある。	【し尿の収集運搬】 ・業務委託による安定したし尿収集運搬の実施				
			R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)																						
115.8	見通し値	109.4	100.8	90.7	82.0	73.2																									
	実績値	120.9	119.5	115.5	116.4 見込値																										
【基本施策2-2】 中間処理	(7) 安定した中間処理の実施	◆収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、受入施設を適正に維持管理し、効果的で効率的な中間処理を実施する。	・適切な点検管理による受入施設や汚泥処理施設の適正な維持管理の実施	・川田水再生センターと一体的に行う効率的な維持管理により、令和6年度においても、問題なく中間処理を実施することができている。	・今後も浄化槽汚泥等の適正処理を推進するため、受入施設や汚泥処理施設を適正に維持管理していく必要がある。	・適切な点検管理による受入施設や汚泥処理施設の適正な維持管理の実施																									
							【基本施策2-3】 最終処分	(8) 安定した最終処分の実施	◆し渣焼却灰埋立量(t/年)◆	<table><tr><td>R1 (基準値)</td><td></td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7 (見通し値)</td></tr><tr><td rowspan="2">—</td><td>見通し値</td><td>55.9</td><td>51.5</td><td>46.3</td><td>41.9</td><td rowspan="2">37.4</td></tr><tr><td>実績値</td><td>52.3</td><td>61.1</td><td>59.0</td><td>59.4 見込値</td></tr></table> 評価 令和6年度におけるし渣焼却灰埋立量の実績値は、し尿・浄化槽汚泥処理量に連動し同等の値である。また、処理状況については、エコパーク下横倉において適切に埋立処分することができている。	R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)	—	見通し値	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4	実績値	52.3	61.1	59.0	59.4 見込値	◆中間処理工程で発生したし渣焼却灰について、適正かつ安定した最終処分を実施する。	・浄化槽汚泥等受入施設から発生するし渣を、クリーンパーク茂原で焼却処理後、エコパーク下横倉において埋立処分を実施
R1 (基準値)		R3	R4	R5	R6	R7 (見通し値)																									
—	見通し値	55.9	51.5	46.3	41.9	37.4																									
	実績値	52.3	61.1	59.0	59.4 見込値																										